



事業計画書

令和6年9月10日

三重県知事 一見 勝之 様



事業計画者

住所 新潟県新潟市北区太夫浜 2536 番地 1
 氏名 株式会社エコ・ツバサ貿易
 代表取締役 満達 ウリニフ

法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 電話番号 025 (278) 8830

代理人

住所 三重県津市白山町二本木 3868 番地 4
 氏名 行政書士行岡慈展事務所
 行政書士 行岡 慈展

法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 電話番号 090 (5117) 5535

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	作業効率化のため、積替え保管施設を設置
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県津市雲出伊倉津町字十八割 1339 番地 1 同 所 同 字 1340 番地 1
産業廃棄物の処理施設の種類	積替え保管施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、 金属くず 以上2品目 (上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
産業廃棄物の処理施設の処理能力	屋外：保管場所の面積 199.19 m ² 積替えのための保管上限 497.97 m ³ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 460.47 m ³ 金属くず 27.50 m ³
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別紙「施設配置図」の通り
産業廃棄物の処理施設の処理方式	排出事業者から自社事業所 (三重支店) へ運搬、積替え、保管し、中間処理施設等へ運搬する。
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別紙「施設詳細図」の通り
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。) を含む。)	別紙「生活環境影響調査結果書」の通り
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	別紙「生活環境影響調査結果書」の通り
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	別紙「維持管理に関する計画」の通り。
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	該当なし

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガスは運搬車両の走行のみ、放流水は雨水のみのため該当なし。	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガスは運搬車両の走行のみ、放流水は雨水のみのため該当なし。	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別紙「維持管理に関する計画」の通り。	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和 6 年 10 月 4 日 午前 11 時 00 分 ~ 午前 12 時 00 分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	三重支店事務所 ・ 15 人
	周 知 の 方 法	戸別訪問及び案内状送付
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	三重支店正面掲示板
	公 告 予 定 日	令和 6 年 9 月 20 日
	縦 覧 場 所	当社 三重支店 (三重県津市雲出伊倉津町 1340 番地 1)
	縦覧開始予定日	令和 6 年 9 月 20 日
	縦 覧 時 間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (途中 2 時間休憩・日曜祝祭日を除く)
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	搬出入時間 午前 09 時~午前 12 時 午後 01 時~午後 05 時 方法及び経路 大型トラックによる運搬で施設の北側周り既存道路を使用する。	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	午前 8 時 00 分 ~ 午後 6 時 00 分 (途中 2 時間休憩・日曜祝祭日を除く)	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	適宜、協議の上提出する。	
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	株式会社エコ・ツバサ貿易 三重支店
	T E L	059 (271) 8190
	F A X	059 (271) 8191

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

収集運搬における積替保管数量 (m³) の上限

保管上限=1日当たりの平均搬出量 (m³) ×7

一日の搬出車両 3台/日 150 m³ × 7 = 1,050 m³

(株)エコ・ツバサ貿易 三重支店 積替え保管施設の処理能力

※保管場所の該当箇所は別紙「施設配置図」参照。

積替え保管施設の処理能力

保管場所	①	②
種 類	廃プラスチック類	金属くず
(保管) 荷姿	野積み	野積み
面 積 (m ²)	184.19	15.00
全面積 (m ²)	199.19	
保管高さ (m)	2.5	2.5
保管容量 (m ³)	460.47	37.50
全容量 (m ³)	497.97	

以上、

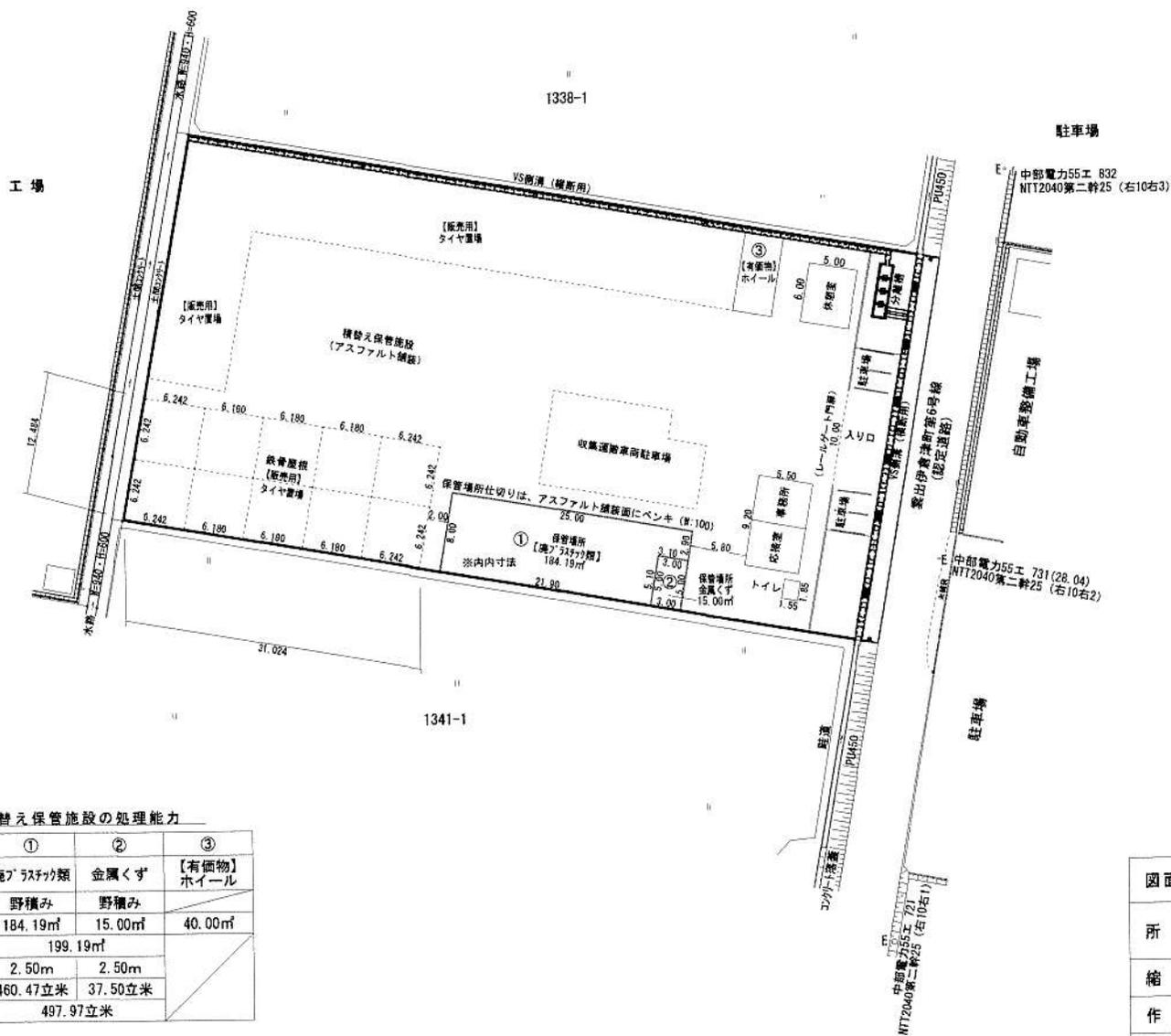
積替え保管施設の処理能力 (m³)

497.97 m³

収集運搬における積替保管数量 (m³) の上限

≦ 1050.00 m³

です。



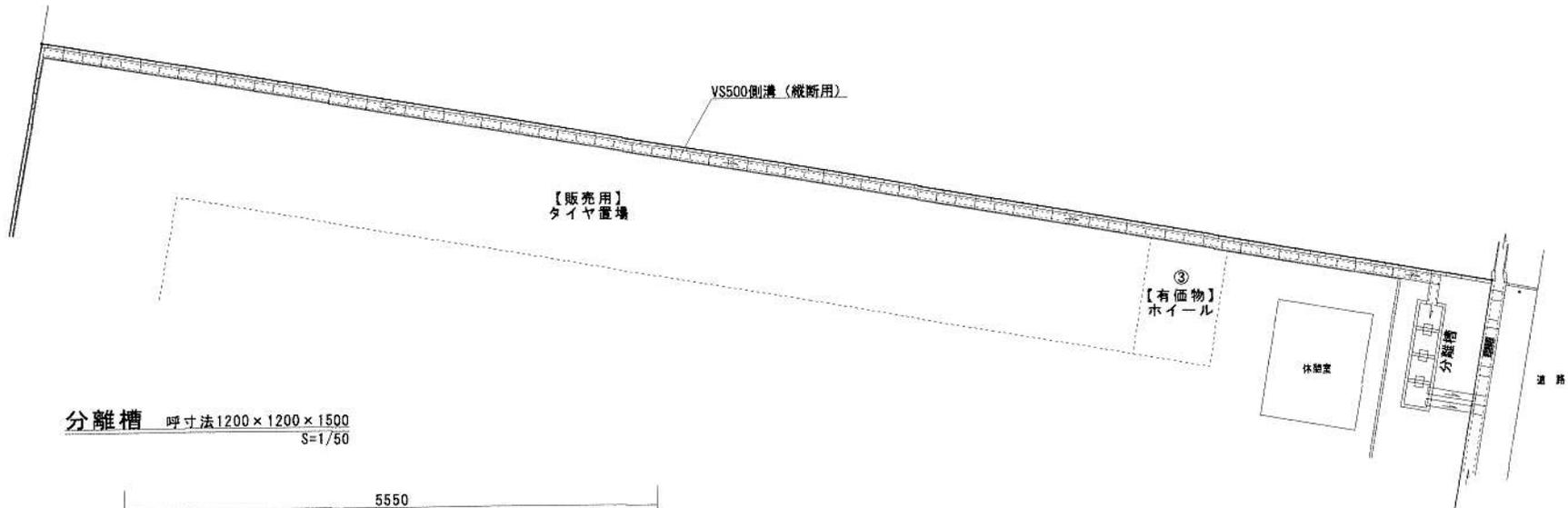
積替え保管施設の処理能力

保管場所	①	②	③
種類	廃プラスチック類	金属くず	【有価物】 ホイール
荷姿	野積み	野積み	
面積	184.19㎡	15.00㎡	40.00㎡
全面積	199.19㎡		
保管高さ	2.50m	2.50m	
保管容量	460.47立米	37.50立米	
全容量	497.97立米		

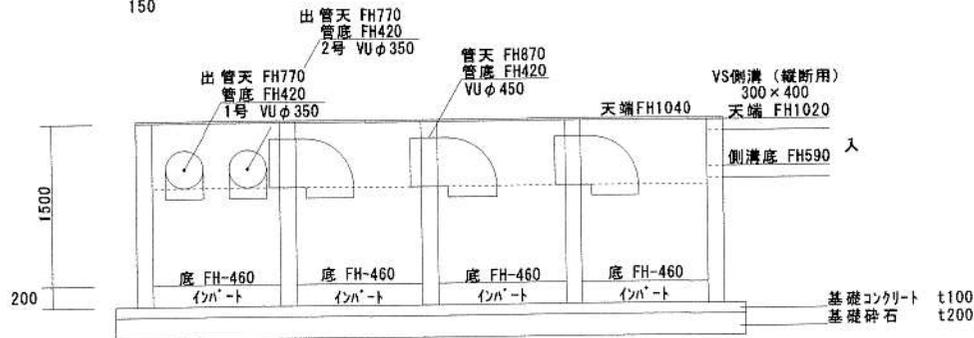
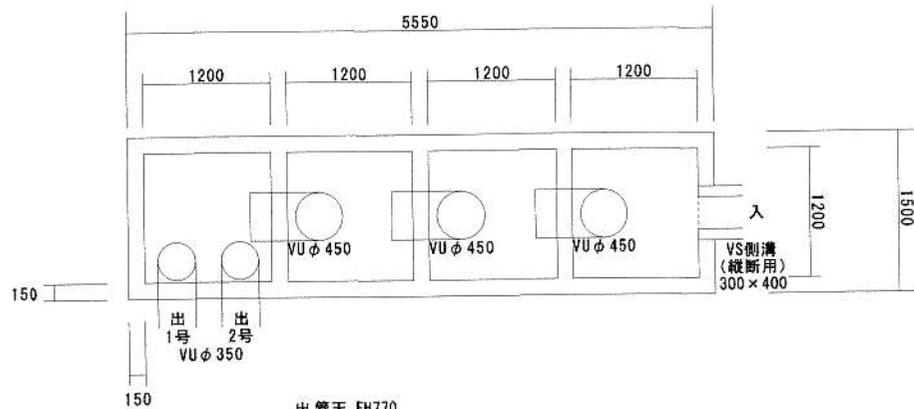
(単位:メートル)

図面の種類	施設配置図
所在	津市雲出伊倉津町字十八割 1339番1、1340番1
縮尺	1/500
作製日	令和6年9月5日
申請人	株式会社エコ・ツバサ貿易
作製者	津市白山町二本木3868番地4 行政書士行岡慈展事務所 行政書士 行岡慈展 Mobile 090-5117-5535

雨水処理施設 VS縦断側溝 S=1/250

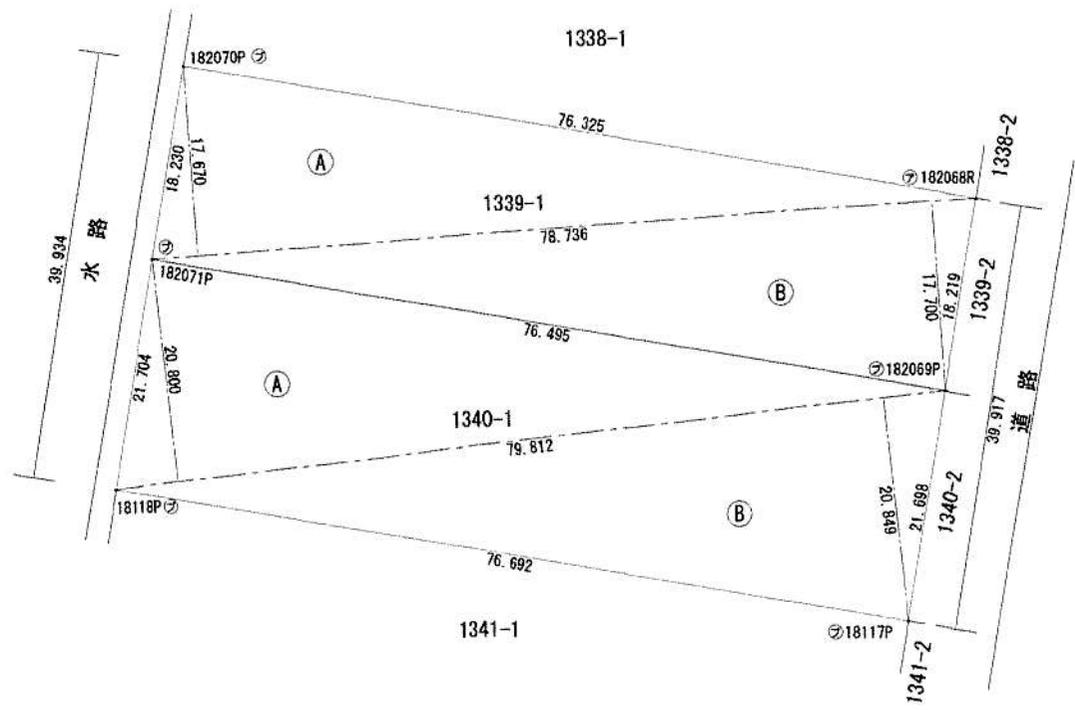


分離槽 呼寸法1200×1200×1500 S=1/50



(単位:メートル)

図面の種類	施設詳細図②
所在	津市雲出伊倉津町字十八割 1339番1、1340番1
縮尺	1/250・1/50
作製日	令和6年9月11日
申請人	株式会社エコ・ツバサ貿易
作製者	津市白山町二本木3868番地4 行政書士行岡慈展事務所 行政書士 行岡慈展 Mobile 090-5117-5535



三斜求積表

1339-1

記号	底辺	高さ	倍面積	面積
(A)	78.736	17.670	1391.26512	695.63256
(B)	78.736	17.700	1393.62720	696.81360
合計				1392.44616
				1392.44 m ²

1340-1

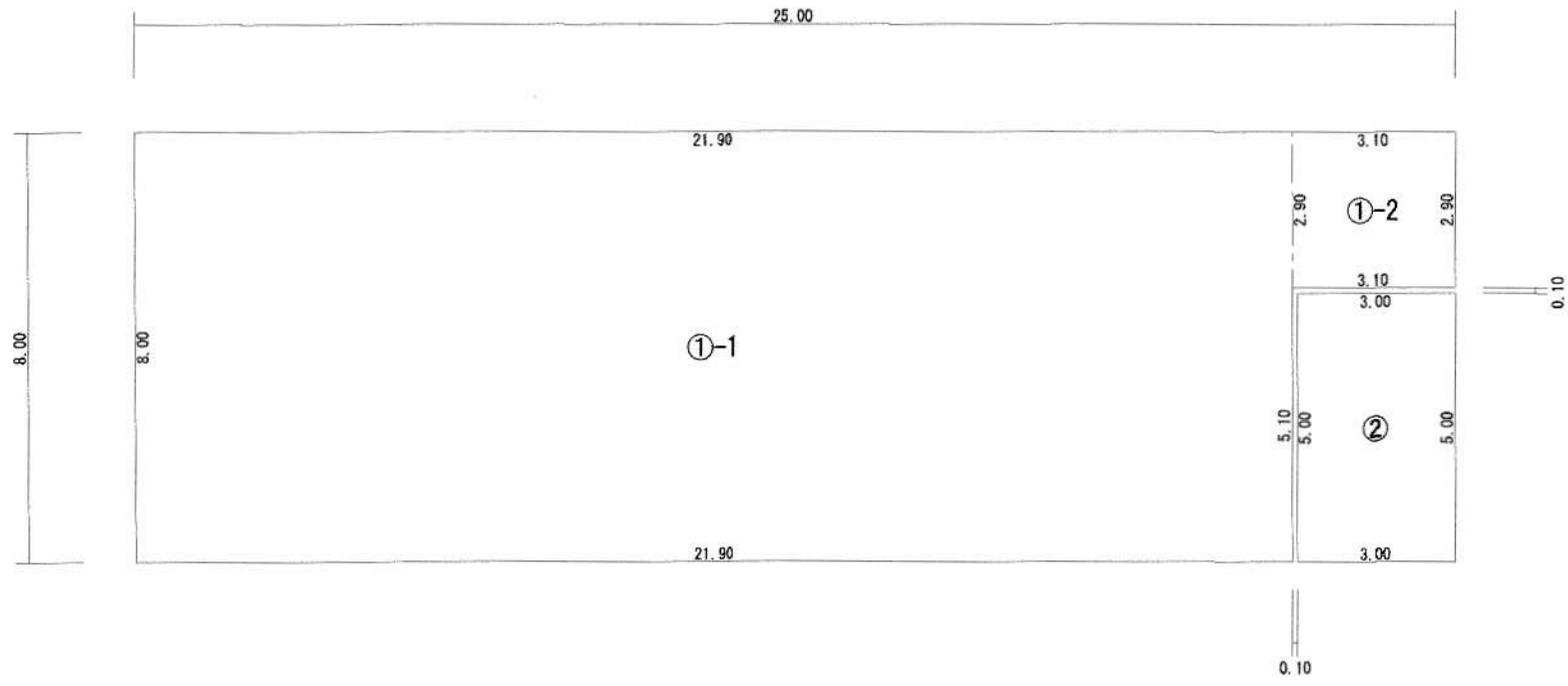
記号	底辺	高さ	倍面積	面積
(A)	79.812	20.800	1660.08960	830.04480
(B)	79.812	20.849	1664.00038	832.00019
合計				1662.04499
				1662.04 m ²

敷地面積 3054.48 m²

境界標種類

①	プラスチック杭
②	アルミ境界標
③	コンクリート杭
④	金属板
⑤	木杭
⑥	石杭
⑦	銅印
⑧	計算点

図面の種類	求積図
所在	津市雲出伊倉津町字十八割 1339番1、1340番1
縮尺	1/500
作製日	令和6年8月22日
申請人	株式会社エコ・ツバサ貿易
作製者	津市白山町二本木3868番地4 行政書士行岡慈展事務所 行政書士 行岡慈展 Mobile 090-5117-5535



求 積 表

①-1	8.00	×	21.90	=	175.20
①-2	2.90	×	3.10	=	8.99
小 計					184.19㎡
②	5.00	×	3.00	=	15.00
小 計					15.00㎡
合 計					199.19㎡

(単位：メートル)

図面の種類	保管施設求積図
所 在	津市雲出伊倉津町字十八割 1339番1、1340番1
縮 尺	1/100
作 製 日	令和6年9月5日
申 請 人	株式会社エコ・ツバサ貿易
作 製 者	津市白山町二本木3868番地4 行政書士行岡慈展事務所 行政書士 行岡慈展 Mobile 090-5117-5535

生活環境影響調査結果書
1. 生活環境影響調査項目

No	生活環境影響要因		施設排水の排出	施設稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
①	大気質	二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
②	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
③	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数 (臭気濃度)			○	
④	水質		○			

○：生活環境への影響が懸念される項目

2. 生活環境への影響が懸念される項目について

① 大気質 (NO₂ SPM)

運搬車両の走行については、最大 (予定) 3 台/日程度であり、運搬車両の走行による排ガスの影響は軽微であると考えられる。

県道 (一般県道 754 号津香良洲線) の交通量は、13,571 台/日 (推定値※) です。弊社の運搬車両が最大 3 台/日程度を予定しています。よって、廃棄物の搬入出の交通量による環境負荷は軽微であり、大気質 (NO₂ SPM) へ大きく影響することはないと考えられるため、調査項目としては選定しませんでした。

※国土交通省 令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 WEB マップ (可視化ツール) より

② 騒音及び振動

運搬車両の走行については、最大 (予定) 3 台/日程度であり、車両の走行による騒音・振動の影響は軽微であると考えられる。

弊社の運搬車両の走行経路は、別紙「運搬車両経路図」のとおり、工業専用地域内の市認定道路 (雲出伊倉津町第 6 号線、同第 31 号線、久居伊倉津線) から一般県道 754 号を運搬経路に使用します。一般県道 754 号の交通量は 13,571 台/日であるところ、弊社の運搬車両最大 (予定) 3 台/日程度ですので、運搬車両走行に伴う騒音及び振動は (環境影響は) 大きくないと考えられるため、調査項目としては選定しませんでした。

次に保管積替え施設内での作業に伴う騒音・振動については、次の 4 つのフェーズで検討する。

(1) 荷物の積み下ろし作業時

運搬車両からの積み下ろし作業は、(運搬車両) バンの荷台からフォークリフトを横付けして、順次積み下ろしを行う。バン荷台に乗せた廃棄物 (タイヤ) の荷姿は、全て整然と並べた状態ですので、ベールクランプ (荷を両サイドから直接挟むタイプのアタッチメント) を付けたリフトで荷下ろし作業を行います。この作業時に伴う騒音・振動影響は軽微ですので、調査項目としては選定しませんでした。

(なお、荷物をダンプアップでのバラ積み下ろしは弊社では行いません。)

(2) タイヤチェンジャーを使用時のタイヤとホイールの分離作業時

タイヤ付きホイールについてはタイヤチェンジャーを使用しますが、その使用場所は周囲を鉄板壁で囲っており、また作動時に生じる騒音は軽微なため調査項目としては選定しませんでした。振動についても同様に環境への影響は軽微なため、調査項目としては選定しませんでした。

(作業工程)

- 1 タイヤのバルブからムシを取って残存エアを抜く
- 2 タイヤチェンジャーでビードを落とす (ホイールのアゴからタイヤを外す)。
- 3 タイヤチェンジャーのターンテーブルにタイヤを設置固定する。
- 4 ターンテーブルに固定されたタイヤの一方所にタイヤレバーを挿してめくり、このめくった隙間にマウントヘッドをあて、回転移動させながらタイヤとホイールを外す。
- 5 4 でタイヤの外側面が外れたので、次に内側面を 4 と同じ方法で外す。

(3) 荷物の所定保管場所への移動作業時

ベールクランプを付けたリフトでの所定保管場所に移動作業です。(1) 積み下ろし作業と同様に騒音・振動影響は軽微ですので、調査項目としては選定しませんでした。

(4) 荷物の積み込み作業時

ベールクランプを付けたリフトでの運搬車両荷台に積み込む作業です。(1) 積み下ろし作業と同様に騒音・振動影響は軽微ですので、調査項目としては選定しませんでした。

事業場内のその他の施設による騒音にかかわるものとして、(タイヤチェンジャーの動力源となる) 7.5 kW エアコンプレッサーの騒音について検討する。

当該エアコンプレッサーは、騒音規制法の特定施設、三重県生活環境の保全に関する条例の指定施設に該当するが、この施設の騒音値は、距離 1.5m で 53 dB である(別紙、カタログ参照) ところ、本事業所は工業専用地域であることから、騒音規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制にかからない。なお、事業所敷地境界から 80m 離れたところから工業専用地域外となるが、その他地域の排出基準は 60 dB (当該施設の騒音値は、距離 1.5m で 53 dB であり 60 dB 以下) である。このことから、当該エアコンプレッサーによる騒音についても、環境への影響は軽微であると判断する。

③ 施設からの悪臭

悪臭の発生原因となるものは積替え保管施設内に受け入れないので、悪臭の発生はない。

弊社の保管積替え施設は、安定型産業廃棄物(廃プラ類、金属くず)のみを取り扱い、また施設内で悪臭の発生原因となるものはないので、調査項目としては選定しませんでした。

④ 水質

積替え保管施設内で廃棄物の洗浄は行わない。運搬車両の洗車等も行わない。

施設からの放流水は雨水のみとなるため、水質への影響はないと考えられるため、調査項目としては選定しませんでした。

3. 生活環境影響調査の実施について

上記記載の通り、生活環境への影響は軽微であると考えられるため、調査は実施していない。